

# 令和6年度むつ市中小企業者創業支援資金保証料補給交付要綱

令和6年3月27日

むつ市告示第48号

## (目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者又は中小企業者として創業しようとする者（以下「中小企業者等」という。）に対する青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱（以下「県要綱」という。）に基づく融資について、青森県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）が債務の保証を行った場合に、予算の範囲内において、信用保証協会に対する信用保証料を補給することについて定め、もって市内の中小企業の育成振興に資することを目的とする。

## (中小企業者等の要件)

第2条 信用保証料の補給の対象となる者は、県要綱に基づく融資を受ける中小企業者等のうち次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 個人にあつては市の区域内に住所又は主な事業所を有していること、法人にあつては市の区域内に法人登記をしていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

## (補給の対象)

第3条 信用保証料の補給の対象となる債務の保証は、県要綱の2の(1)に規定する事業に対する融資のうち、市の区域内に住所を有する事業所に係る事業資金であつて、かつ、次に掲げる要件を満たすものに係る債務の保証とする。

- (1) 1事業者につき、融資額が1,000万円以内のもの
- (2) 融資期間が10年（うち据置期間1年）以内のもの

## (補給金の額)

第4条 信用保証料の補給として交付する給付金（以下「補給金」という。）の額は、信用保証協会に対する信用保証料から青森県による信用保証料の補給額を減じた額とする。

- 2 県要綱の2の(1)の①に規定する事業に対する融資を受ける場合の補給金には、県要綱の3の(4)キに規定する信用保証料率の上乗せ分である0.2パーセントに係る信用保証料を含まないものとする。また、県要綱の2の(1)の②に規定する事業に対する融資を受ける場合の補給金には、県要綱の3の(4)に規定する事業者選

担型経営者保証非提供制度による保証料の0.25パーセント又は0.45パーセントに相当する額を含まないものとする。

3 補給金には、償還条件の変更に係る信用保証料を含まないものとする。

(債務保証事務の委託及び信用保証料補給契約)

第5条 債務の保証に係る事務の取扱いは、信用保証協会に委託する。

2 信用保証料の補給については、前条の規定による信用保証料の支弁に関し、市と信用保証協会との間で締結するむつ市制度融資等信用保証料負担金事務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づいて行うものとする。

(補給金の交付請求)

第6条 補給金は、信用保証協会の四半期ごとの一括請求に基づき、信用保証協会に対して支払うものとする。

2 信用保証協会は、前項の規定により補給金の交付を受けようとするときは、信用保証料負担金請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補給金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により請求書が提出された場合には、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補給金の交付を決定し、契約書の規定に基づき、信用保証協会に対し補給金を交付するものとする。

(補給金の返還)

第8条 信用保証協会は、補給金の交付の対象となった保証債務に関し、保証期間内の繰上完済又は償還条件の変更に伴い、既に交付された補給金に返戻が発生したときは、市長に報告するとともに、これを返還するものとする。

(その他)

第9条 県要綱に基づく融資を受ける中小企業者等は、滞納がないことを示す納税証明書等を提出しなければならない。ただし、同意書（別記様式）を提出することにより、納税証明書等の提出を省略することができる。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市及び信用保証協会が協議の上決定する。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。